

東部住宅団地拠点整備事業に係る  
設計、監理及び施工業務委託  
公募型プロポーザル 仕様書

令和7年3月

千代田町

本仕様書は、千代田町が実施する「東部住宅団地拠点整備事業」において、要求する設計及び水準に関する仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

#### 1. 事業名称

東部住宅団地拠点整備事業

#### 2. 事務局(発注者)

千代田町役場 都市整備課 企業誘致推進室

#### 3. 用地概要

##### ○拠点施設

住 所:群馬県邑楽郡千代田町大字上中森字谷端1426-20

面 積:1,323.19㎡

用途地域:近隣商業地域

地区計画:千代田町東部地区地区計画

建ぺい率:80%

容 積 率:200%

給 排 水:上 水 道 群馬東部水道企業団と協議

雑 排 水 合併浄化槽で処理後に道路側溝へ放流

雨 水 油水分離層を設置し道路側溝へ放流

電 力:低 圧 区画内の既設電柱より引込

普通高圧 区画内の既設電柱より引込

環境規制:県規制基準及び県指導基準に基づく。

##### ○臨時駐車場

住 所 ①:群馬県邑楽郡千代田町大字上中森字谷端1426-4

面 積 ①:171.11㎡

住 所 ②:群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇字北田頭440-10

面 積 ②:1,054.91㎡

#### 4. 契約履行期日

契約日から令和8年2月27日までとする。

ただし、本プロポーザルに提出された業務工程表の完了時期が履行期限より前である場合は、当該完了時期までとする。

## 5. 履行内容

「東部住宅団地拠点整備事業」の調査設計業務、設計図書作成業務、工事監理業務、各種建設工事、諸官公庁等手続を実施し、履行期限までに本施設を完成させること。

## 6. 事業費

全体事業費：1億円（消費税及び地方消費税含む。）

## 7. 要求水準

- ・テナントが3店舗入居できるものとする。
- ・テナント毎に給湯室及びトイレを設置すること。
- ・テナントの1つは「ふれあいタウンちよだ 現地案内所」が入居するため、必要な備品一式を配置すること。
- ・飲食店の入居に対応可能な造りとする。
- ※電源の確保、浄化槽容量の調整等
- ・西側道路から入居テナントが確認できるような屋外看板を設置すること。
- ・駐車場は全面舗装すること。
- ・拠点施設敷地内に駐車場を15台分以上確保すること。
- ・臨時駐車場は20台分以上確保すること。
- ・臨時駐車場はトラックの進入に耐えうる舗装構成とすること。
- ・臨時駐車場の既存植栽と並行する形で中木を植栽すること。

## 8. 作業・工事中の注意事項

- (1) 工事開始1か月以上前に業務全体の作業工程、作業体制等を明記した作業実施計画書を提出すること。様式は任意のものとする。
- (2) 作業の進捗状況は随時報告し、作業実施計画から変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (3) 撤去した廃材は持ち帰り、産業廃棄物として関係法令を遵守し 適正に処理すること。  
また、廃棄処理費及び撤去運搬費等も見積金額に含めること。
- (4) 作業中は、危険・火災・盗難等の事故防止には万全の注意を払い、危険回避のため必要な安全対策を講じること。万一、設置作業中に事故等が発生した場合には、人命の安全を優先するとともに、二次災害の防止に努め、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 設置・撤去作業終了後は、後片付け及び清掃をし、検査を受けて直し箇所がある場合は、定められた期日以内に手直しを完了させること。
- (6) 工事完了報告書を提出すること。完了報告書には、施工前写真・施工後写真を記載すること。  
様式は任意のものとする。
- (7) その他、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

## 9. 検査

検査に合格した時をもって、成果品の引渡しを完了したものとする。

## 10. 契約金額の支払

検査の合格後、受注者の請求に基づき発注者が一括で支払うものとする。ただし、千代田町公共工事前金払等取扱要綱(令和元年千代田町告示第25号)の規定により請求があった場合は、前払金等を支払うことも可とする。